

大磯町まちづくり条例施行規則 新旧対照表

改正案	現行										
<p>第1条～第56条 省略                      (住宅敷地等に関する事項)                      第57条 条例第44条第1項第1号に規定する住宅敷地等に関する事項は、次に定めるところによる。                      (1) 開発事業区域内の建築物の敷地面積の最低限度                      開発事業区域の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満の開発行為における建築物の敷地面積の最低限度は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="118 512 1099 639"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>敷地面積の最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td>150平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 省略                      (公共施設等に関する事項)                      第58条 条例第44条第1項第2号に規定する公共施設等に関する事項は、次に定めるところによる。                      (1)・(2) 省略                      (3) 排水施設の設置                      排水路その他の排水施設は、本町の下水道計画等に従い、下水(汚水及び雨水)を有効に排除できる規模、構造及び能力の排水施設を設置しなければならない。                      ア 排水処理                      開発事業区域内の排水処理は、次に定める区域による処理方法とする。                      (ア) 省略                      (イ) 公共下水道事業計画区域内(未供用区域)                      a～d 省略                      (ウ) 公共下水道事業計画区域外                      a～c 省略                      イ～エ 省略                      (4)～(7) 省略                      第59条～第87条 省略</p>	区域	敷地面積の最低限度	省略		市街化調整区域	150平方メートル	<p>第1条～第56条 省略                      (住宅敷地等に関する事項)                      第57条 条例第44条第1項第1号に規定する住宅敷地等に関する事項は、次に定めるところによる。                      (1) 開発事業区域内の建築物の敷地面積の最低限度                      開発事業区域の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満の開発行為における建築物の敷地面積の最低限度は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 512 2119 600"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>敷地面積の最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 省略                      (公共施設等に関する事項)                      第58条 条例第44条第1項第2号に規定する公共施設等に関する事項は、次に定めるところによる。                      (1)・(2) 省略                      (3) 排水施設の設置                      排水路その他の排水施設は、本町の下水道計画等に従い、下水(汚水及び雨水)を有効に排除できる規模、構造及び能力の排水施設を設置しなければならない。                      ア 排水処理                      開発事業区域内の排水処理は、次に定める区域による処理方法とする。                      (ア) 省略                      (イ) 公共下水道事業認可区域内(未供用区域)                      a～d 省略                      (ウ) 公共下水道事業認可区域外                      a～c 省略                      イ～エ 省略                      (4)～(7) 省略                      第59条～第87条 省略</p>	区域	敷地面積の最低限度	省略	
区域	敷地面積の最低限度										
省略											
市街化調整区域	150平方メートル										
区域	敷地面積の最低限度										
省略											

改正案	現行
<p data-bbox="197 172 282 204"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="147 213 600 245"><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p data-bbox="116 296 362 328">別表第1・2 省略</p> <p data-bbox="116 335 497 367">第1号様式～第57号様式 省略</p>	<p data-bbox="1133 296 1379 328">別表第1・2 省略</p> <p data-bbox="1133 335 1514 367">第1号様式～第57号様式 省略</p>